

施策が目指す市の姿

- 一人ひとりが幸手の自然を守る意識を持ち、環境に配慮した取り組みを行っている
- 豊かな自然環境が保全・創造されている

一人ひとりが幸手の自然を守りはぐくむ担い手となるような意識を持つことにより、市民や事業者がそれぞれの立場で自然環境を保全・創造するために自主的に取り組むまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①エコライフ DAY ¹ における二酸化炭素の削減量	kg	4,417	5,000
②市内全域の清掃活動参加者	人	6,294	7,000
③不法投棄の件数	件	33	0

現状と課題

- ・地球規模の環境破壊、温暖化等に対する危機意識が高まる中、環境問題はより身近な問題として取り上げられるようになりました。
- ・本市においても、幸手市環境基本条例の制定、幸手市環境基本計画や幸手市地球温暖化対策実行計画の策定などにより、総合的・長期的な取り組みを推進しています。今後は、これらの計画目標の達成に向けて、評価・改善により効果的な取り組みを推進していくことが求められています。また、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民・事業者の環境意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが身近で環境に取り組める体制整備が必要です。

施策の内容

1) 総合的環境行政の推進

- ・環境に関する総合的な施策を推進するため、幸手市環境基本条例、幸手市環境基本計画、幸手市地球温暖化対策実行計画について、その目標達成のために、引き続き計画・実行・評価・改善のサイクルによる効率的・計画的な推進を図ります。
- ・今後は、大規模な公共事業の開発や整備などの新たな面整備において、環境に配慮した事業促進を図ります。

1 地球温暖化防止のために、年に1日定めた日にチェックシート（1日版環境家計簿）を使用して、日常生活の中で温暖化防止に取り組んでいただき、二酸化炭素等の削減量を数値として確認することにより、温暖化防止意識の向上を図る取り組み。

2) 環境学習活動の推進

- ・小学生向け環境出前講座及び市民対象の環境講座など、市民が関心を持ちやすいテーマを選定し、多様な世代における環境学習活動を推進します。

3) 自然環境の保全

- ・地域住民の手による住みよい環境づくりを進めるため、引き続き、環境美化運動や自然保護活動の促進や地域ボランティア・団体の育成を図ります。

4) 温暖化対策事業の推進

- ・幸手市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を推進します。
- ・公共施設の緑化活動や省エネルギー対策、ハイブリッド車の台数増加、グリーン購入²など、自治体での取り組みを積極的に推進します。
- ・太陽光発電など、個人や事業者による新エネルギー導入に対する支援策の導入を検討します。

5) 生活雑排水対策の推進

- ・幸手市公共下水道事業計画区域外などへの合併処理浄化槽³の普及を促進するため、設置する際の補助要綱の見直しを含めて、推進策の強化を図ります。
- ・生活雑排水対策の必要性及び合併処理浄化槽設置について、継続的に周知・啓発を図ります。

6) 公害対策の推進

- ・騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁などの公害発生源に対して、調査・指導・監視体制の強化を図るとともに、市民に対する公害発生防止の意識啓発を図ります。

7) 地盤沈下対策

- ・地盤沈下を抑制するため、県水と地下水のバランスを見ながら、引き続き県水の受水率や広域的地下水の汲み上げを調整します。

協働の役割

市民・事業者等	・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・地球環境の保全や保護に寄与する商品を購入することで、地球環境に配慮した企業を支援します。
行政	・環境保全に関する意識の啓発を行います。 ・地域との協働による環境保全の取り組みを推進します。 ・地域環境の保全や保護に寄与する商品を購入します。

² 製品やサービスの購入の際、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

³ トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂等の生活雑排水も一緒に処理し、微生物などの力で、一定水準まで水質を向上させる浄化槽。

施策が目指す市の姿

■循環型社会⁴が形成されている

市民や事業者が、循環型社会の形成に向けた取り組みの必要性を理解し、一人ひとりが、ごみの減量化や再資源化に対して積極的に取り組むまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①一人当たりの一日の家庭ごみ排出量	g	709.4	700
②事業ごみ量	t	2,306	2,200
③ごみ資源化率	%	22.5	25
④リサイクル団体が収集した資源物量	kg	600	630

現状と課題

- ・ごみ処理は、焼却や埋め立てによる地域の公害の問題や資源化の問題など、地球環境に与える影響が大きい重要な課題となっています。
- ・環境負荷を抑える循環型地域社会の実現に向けては、ごみの発生・排出を抑制するとともに、再利用・再資源化などを推進することが必要です。
- ・本市においては、平成18年度から燃やせるごみの有料化をスタートしていますが、市民一人ひとりの意識の向上や生ごみ処理容器への助成など、さらなるごみ減量化に向けた取り組みが求められています。また、効率的な廃棄物処理を目的とした杉戸町との連携による広域処理体制を継続するとともに、廃止したごみ焼却施設の解体や跡地利用、粗大ごみ施設やし尿処理施設の改修について、引き続き検討を進めていくことが求められています。

施策の内容

1) 広域的な取り組みの強化

- ・杉戸町との事務委託による可燃ごみ処理やし尿処理を継続します。
- ・可燃ごみ以外のごみ処理の広域化に向けて、杉戸町と連携し、課題の共有認識を図り、実現方策を検討します。

⁴ リサイクル等を行うことで、廃棄物の発生を抑制し、資源を循環利用する社会。

2) 廃棄物処理・体制の整備

- ・ごみ減量化と再資源化を図るため、分別収集体制の充実を図ります。
- ・機械設備の経年劣化による機能低下防止のための定期点検・修繕を実施します。
- ・老朽化したし尿処理施設及び粗大ごみ処理施設の大規模改修を検討します。
- ・廃止したごみ焼却施設の速やかな解体に努め、跡地利用について引き続き検討します。

3) 4R 運動の推進

- ・4R運動（「R e f u s e（リフューズ）断る、R e d u c e（リデュース）減らす、R e u s e（リユース）繰り返し使う、R e c y c l e（リサイクル）資源として再利用する」によるごみ減量運動）を推進し、ごみの減量化を図ります。
- ・集団回収を促すために、活動団体の補助や支援を行うなど市民活動を推進します。
- ・効果的なリサイクルをするため、リサイクルステーションなどの整備を検討します。

4) 産業廃棄物監視指導の強化

- ・関係機関と連携し、引き続き残土及び産業廃棄物に対する監視体制の強化に努め、事業者による適正処理を促進します。

協働の役割

市民・事業者等	・4R 運動を理解し、集団回収などの地域での活動に協力します。 ・マイバッグ・マイ箸の実践など環境に配慮した行動に努めます。
行政	・4R 運動の推進に向けて、市民への啓発活動や情報提供を行います。 ・事業者による産業廃棄物を抑制するため、監視指導を強化し、適正処理を推進します。



■ 小型家電回収ボックス

施策が目指す市の姿

■危機対応に対する意識が定着している

市民・事業者・行政のそれぞれが、危機対応に対する意識を持ち、いざというときに相互に連携・協力しながら対応できるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①防災・防犯情報のメール配信サービス登録件数	件	443	800
②危機管理個別マニュアルの策定数	件	23	50

現状と課題

- ・近年、世界各地で起きているテロ行為や武力紛争、近隣諸国によるミサイル打ち上げ、新型インフルエンザ、凶悪犯罪、個人情報の漏洩など、市民生活が危機的状況にさらされる事態は多様化しています。このような危機的状況に対し、速やかに適切な対応がとれるように、地域行政を担う自治体として市民の安全を守れる体制の構築を図る必要があります。
- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、災害対策や危機管理に対する市民の関心が高まるとともに、行政に対する期待も高まっています。今後は、幸手市地域防災計画をはじめ、幸手市国民保護計画や幸手市危機管理指針（危機管理総合マニュアル）、幸手市業務継続計画などに基づき、避難実施要領や危機管理個別マニュアルなどの詳細な内容を定めることが必要です。
- ・防災行政無線や J-ALERT（全国瞬時警報システム）⁵などの危機情報に関する通信情報網の整備による情報連絡体制の構築や職員の危機意識の向上などを図っていくことが必要です。

⁵ 通信衛星と市の防災行政無線や携帯メール等を利用し、弾道ミサイル情報や大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。

施策の内容

1) 危機管理体制の確立

- ・ 幸手市危機管理指針（危機管理総合マニュアル）を踏まえ、引き続き、各課で危機的状況に対し速やかに対応を図るための個別マニュアルを作成し、危機管理体制の整備・充実を図ります。
- ・ 災害時に行政機能を維持するための幸手市業務継続計画を定期的に見直します。
- ・ 危機管理研修等を通して、職員の危機管理意識の向上を図ります。
- ・ 危機発生時に備え、関係機関と連携した体制づくりを構築するとともに、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）などの活用により、緊急情報を瞬時に提供します。
- ・ 食中毒や感染症などにより、多くの市民に健康被害が発生または拡大する可能性がある健康危機に対しては、公衆衛生の確保という観点から、保健所との連携を図りながら健康危機管理体制づくりに努めます。

2) 幸手市国民保護計画の推進

- ・ 幸手市国民保護計画に基づき、避難実施要領を策定します。
- ・ 国民の保護に関する措置が迅速に行えるよう、関係団体との協力体制の整備を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・ 市民、事業者それぞれが、自助、共助、公助 ⁶ の考え方に基づく個々の危機管理を行います。
行政	・ 市民や事業者に対して、危機管理意識の向上のための情報提供を行います。 ・ 関係機関と連携し、速やかな危機対応と情報提供を行います。



■ 災害時初動訓練（災害対策本部）

6 「自助」とは自ら取り組むこと、「共助」とは地域で助け合うこと、「公助」とは行政が個人や地域を支援すること。

施策が目指す市の姿

- 自助、共助、公助の備えが整い、災害から生命や財産を守ることができる

市民が災害に高い関心を持ち、いつ発生しても対応できる備えをしており、災害時には、自主防災組織により地域ぐるみで災害に対応できるまちを目指します。また、災害に強い都市基盤が整備され、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①自主防災組織の組織率	%	49	65
②訓練実施団体数	団体	7	17
③食料備蓄率	%	79.2	100
④防災倉庫の設置数	か所	21	26

現状と課題

- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、広域にわたる未曾有の被害をもたらしました。
- ・近年、全国的に集中豪雨や竜巻などの自然災害が発生しており、市民の防災に対する関心は高まってきています。また、核家族化や高齢化が進むなか、各家庭や地域での災害への備えに対する必要性が高まっています。このような状況において、いつ発生するかわからない災害に備え、日頃から市民の防災意識や防災能力を高めるために、防災訓練などによる体験・啓発活動や情報提供を充実させる必要があります。
- ・いざというときに地域で災害に対応できるように、自主防災組織の支援・育成を進めるとともに、食料・生活必需品などの備蓄や災害時の協力体制を拡充することで、被害の拡大をできるだけ防止する取り組みに努める必要があります。一方、都市化の進展により建造物が密集した地区では、地震や火災が発生した場合に被害の拡大が想定されることから、それぞれの地域特性に応じた対策の強化が求められています。
- ・本市では、幸手市建築物耐震改修促進計画を策定し、公共建築物の耐震化を進めており、小・中学校の校舎や体育館では耐震化率 100%を達成していますが、その他の老朽公共施設の耐震化を進めていくことが必要です。
- ・木造建築物の耐震診断及び耐震改修工事に対する補助制度により耐震化を促進しています。今後は、都市型災害に対応できるよう、引き続き、構造物の安全性強化など都市基盤整備を図り、まち全体の防災機能を総合的に高めていくことが求められています。

- ・東日本大震災の教訓をもとに、災害時要援護者⁷対策の第一歩として、幸手市災害時要援護者リスト作成要綱を施行しました。今後、要援護者名簿の充実が課題となっています。

施策の内容

1) 自主防災組織の育成・支援

- ・地域における防災活動を充実させるために、自主防災組織の整備・活動の充実を図ります。
- ・行政区単位など、自主防災組織が機能するための適正な規模での組織化を促進します。
- ・災害時要援護者対策のため、個人情報保護法の趣旨と整合を図りながら、要援護者名簿の充実と関係機関への情報提供に努めます。
- ・高齢者や障がい者などが安心して避難所生活ができるよう、関係機関と連携しながら福祉避難所⁸の設置に努めます。

2) 災害に関する啓発・情報提供

- ・広報紙などによる情報提供の充実により市民の災害意識の向上を図るとともに、防災訓練などを通じて防災力の向上を図ります。
- ・災害時に迅速かつ正確に必要な情報を市民に提供できるよう、防災行政無線の運用など連絡体制の充実に努めます。

3) 応急物資等の確保

- ・災害時に供給する食料・生活必需品などを防災倉庫に計画的に備蓄します。また、食品アレルギーに対応した食料の備蓄について検討します。
- ・災害時の飲料水や消防水利の確保に努めます。

4) 応援体制の拡充

- ・市単位で対応できない大規模災害が発生した場合に備え、他の自治体や企業、民間団体などの相互応援協定の締結を推進します。

5) 都市防災機能の強化

- ・幸手市建築物耐震改修促進計画に基づき、市役所本庁舎の耐震化又は建設を進めます。
- ・木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に対する補助制度を周知し、民間建築物の耐震化を促進します。
- ・まちの安全性の向上を図るため、建造物の不燃化などのまちづくりルール of 指定を検討します。

7 災害時において、高齢者や障がい者などで、自らの力では避難できなかつたり、避難した後にも支援が必要な人の総称。

8 災害時に援護が必要な人に配慮した、市が指定する避難所。避難所の一部を福祉避難所にしたり、一般の避難所とは別の施設を指定する場合もある。

6) 地域防災計画の充実

- ・国や埼玉県による被害想定の見直し、社会情勢、地域性などを考慮し、幸手市地域防災計画について随時見直しを進めます。

協働の役割

市民・事業者等	・災害対策に関する知識を深め、家庭での備えを図るとともに、地域の防災活動に積極的に参加します。 ・近くに居住する要援護者の方への支援体制を、日常からつくります。 ・面的な基盤整備に関する市の方針や計画を理解し、積極的に協力します。
行政	・災害に対する備えを市民に呼びかけ、地域での防災活動を支援します。 ・要援護者名簿を充実させ、地域の自治会や民生委員等と連携を図ります。 ・災害発生時に必要な情報を迅速に提供できる体制を確立します。



■ ハザードマップ



■ 東日本大震災の被害状況

施策が目指す市の姿

■大規模な浸水被害が起こらない

内水氾濫⁹などを防止するための保水・遊水機能が確保されているとともに、内水を排除するための排水対策が強化されるなど、大規模な浸水被害が起こらない治水に優れたまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①河川（大中落・中落）の整備率	%	71	80

現状と課題

- ・本市は、県境にもなっている江戸川をはじめとして、中川、倉松川、権現堂川などさまざまな河川が市域内を流れ、水に恵まれた土地となっています。一方で低地という土地の形状から、歴史的にも大雨時などに冠水が発生しやすい地域であり、水害対策は市民の安心・安全を確保する上で重要な課題です。
- ・国や埼玉県においても、首都圏外郭放水路¹⁰整備事業や堤防の強化、倉松川河川改修が進められてきていますが、市においても内水氾濫などを防止するため、遊水池などの確保や内水排除施設の整備、河川・水路などの整備を計画的に実施していくことが求められています。

施策の内容

1) 保水・遊水機能の確保

- ・豪雨などによる河川や調整池、水路からの雨水の流出抑制を図るため、雨水貯留施設などの整備確保を図ります。
- ・優れた保水・遊水機能を有する農地の減少に伴い、代替機能の確保を図ります。

2) 排水対策の推進

- ・市内各所に設置してある内水排除施設（ポンプ場）の継続的な点検、修繕及び更新工事の実施などにより、排水対策の向上を図ります。
- ・主要な内水排除施設について効率的な維持管理計画を立案し、適切な維持管理を図ります。

⁹ 支流や用排水路などの水が、大きな河川に流入できなかつたり、大きな河川から逆流したりすることによって発生する氾濫。

¹⁰ 国道 16 号の地下約 50 メートルに建設された延長 6.3 キロメートルの江戸川までの地下放水路。

3) 河川の整備

- ・河川の増水による水害を防ぐため、河川や水路の本来持っている河道流下能力¹¹の向上を図るなど、計画的な河川整備を実施します。
- ・国や埼玉県が管理する河川については、監視機能の強化や計画的な河川整備を要望します。

協働の役割

市民・事業者等	・河川・水路の美化活動や情報提供などに取り組むボランティア団体などに積極的に参加します。
行政	・洪水ハザードマップ等の情報を提供します。



■ 準用河川大中落（左）、中落（右）

11 どれくらいの水量までなら安全に流せるのかを、流量であらわしたもの。

施策が目指す市の姿

- 一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われている
- 犯罪などに対して不安なく生活できる

地域における主体的な防犯活動が活発に行われるとともに、犯罪を誘発しない居住環境が整備され、誰もが不安を感じることなく安全に生活できるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①自主防犯団体数	団体	41	50
②犯罪件数	件	779	748
③防犯パトロールの実施回数	回	7,630	9,300

現状と課題

- ・全国的に見ると、近年、犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、幼児・児童や高齢者を対象とした犯罪がクローズアップされることなどから、安心・安全を実感するには十分でない状況となっています。
- ・本市では平成20年4月に施行した、幸手市防犯のまちづくり推進条例に基づき、行政・市民・事業者・土地建物所有者がそれぞれの役割を担いながら、防犯活動に取り組んでいます。
- ・今後は、さらに行政が行うべき事業を充実させるとともに、防犯に対するそれぞれの主体が果たすべき役割に応じた取り組みが進められるよう、啓発や支援を行うことで、安心・安全なまちの実現に向けて地域一丸となって、取り組むことが求められています。

施策の内容

1) 犯罪防止活動の充実

- ・警察署との連携により、地域における犯罪の発生状況を把握し、防犯パトロールなどの充実を図ります。
- ・幸手市暴力団排除条例に基づき、関係団体の協力による啓発活動や情報提供を通じて、暴力排除に対する市民の意識向上を図ります。

2) 地域防犯活動の高揚

- ・地域における防犯活動の充実を図るために、引き続き、住民が主体的に行う防犯活動団体の育成・支援を推進します。
- ・高齢化が進む地域（自治会）においては、若い世代の参加を呼びかけるなど、地域と連携した取り組みを推進します。

3) 安心できる住環境の整備

- ・地域における街路灯設置に対する補助などにより、引き続き、市民が安心して生活できるような居住環境の整備を推進します。
- ・街路灯の維持管理の効率化や環境への配慮を踏まえ、発光ダイオード（LED）化の導入を推進します。
- ・市民が安心して生活できるよう、空き家等の適正管理を市民に周知するよう努めます。

協働の役割

市民・事業者等	・地域における自主的な防犯活動に積極的に参加します。 ・犯罪抑止につながる良好な住環境の維持に努めます。
行政	・防犯に対する意識の啓発を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を推進するための指導助言を行います。



■ 冬の交通事故防止運動・年末年始特別警戒出発式

施策が目指す市の姿

- 交通事故が発生しない
- 市民が交通ルールとマナーを理解し、安心・快適に道路を通行できる

ガードレールや反射鏡などの交通安全施設の適切な設置や不法占有物や放置自転車の取り締まり強化などにより、歩行者、自転車利用者、車利用者それぞれが、安心かつ快適に道路を通行できるまちを目指します。また、市民が交通ルールやマナーを理解し、一人ひとりが自覚を持って行動することにより、交通事故が発生しないまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①人身事故年間発生件数	件	329	316
②カーブミラーの設置数	か所	1,172	1,217

現状と課題

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）及び幸手インターチェンジが建設されることにより、市内の自動車交通量は今後ますます増加することが見込まれます。
- ・交通事故発生 の要因としては、交通量の増加だけでなく、ドライバーの安全運転に対する意識の低下や歩行者や自転車利用者側の交通ルールに対する認識不足も大きな要因となっています。
- ・本市の人身事故発生件数は毎年 320 件前後となっており、近年、横ばいの状態が続いています。交通事故を減らしていくためには、市民に交通ルールとマナーを十分に理解してもらうための広報・啓発活動や学習機会を充実していくとともに、必要に応じた交通規制の実施や交通安全施設の適切な設置を進めていくことが求められています。また、今後高齢化の進展が予想されることから、高齢者の安全に配慮した対策を講じる必要があります。

施策の内容

1) 交通安全意識の向上

- ・正しい交通ルールと交通マナーを市民に理解・実践してもらうために、警察署及び関係機関・団体との連携による交通安全意識の啓発活動や幼児から高齢者まで各年齢層に応じた学習機会の拡充を図ります。高齢者を対象とした啓発活動を行うことで、高齢者の交通事故防止を図ります。

2) 交通安全施設の整備

- ・交通事故の要因や道路の構造、交通量を踏まえ、危険箇所には適切に反射鏡（カーブミラー）、ガードレールなど交通安全施設の設置を進めます。

3) 交通規制の推進

- ・通学路などにおいて歩行者及び自転車利用者の安全を確保するために、地域や警察署との協議により、ゾーン 30¹²の設置など、地域の実態に応じた適切かつ効果的な交通規制の実施を図ります。

4) 安全快適な交通環境の維持

- ・歩行者などが安全かつ快適に道路を通行できるように、警察署や関係機関と連携し、不法占有物や放置自転車の排除に努めます。

協働の役割

市民・事業者等	・ 交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めます。
行政	・ 関係機関や地元住民との協議により、安全な交通環境の整備に努めます。 ・ 市民の交通ルールやマナーに関する啓発などを積極的に行います。



■ ゾーン 30

¹² 生活道路における交通安全対策の一つで、ある一定の範囲（ゾーン）内において、歩行者等の安全を確保するため、最高速度を時速 30 キロメートルに規制すること。

施策が目指す市の姿

- 火災や各種災害に対して、的確かつ迅速な対応ができる
- 病気や火災などに対して安心して暮らしている

消防・救急体制が確立され、火災や各種災害に対して迅速に対応できるまちを目指します。また、地域における消防・救急力の強化や消防・救急に関わる人々の資質や技能の向上が図られ、高度な消防・救急機能が維持されているまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①消防団の所属人数	人	158	195

現状と課題

- ・本市においては、平成25年度から消防広域化により「埼玉東部消防組合¹³」としてスタートしています。
- ・高度化する救急業務に対応するため、救急資機材の整備・充実、救急救命士の養成及び医療機関との連携強化など、救急体制の充実が求められているため、「埼玉東部消防組合」と連携しながら対応していくことが必要です。
- ・住宅火災警報器の設置義務化などが行われていますが、住宅や商業施設などの建築物の大規模化や多様化、市街地内農地などの減少による密集化が進み、依然として防火・防災対策の必要性が高まっています。
- ・災害についても多様化・複雑化している状況もあり、消防資機材の高度化や職員の知識向上など総合的な消防力の強化が求められています。
- ・大規模災害に対応するためには、行政だけでは十分な対応が難しい状況であるため、消防団の充実・強化や近隣相互の応援体制による共助の強化など、地域の防災力を高める必要があります。

施策の内容

1) 常備消防の充実

- ・消防広域化により、「埼玉東部消防組合」がスタートし、消防力の強化、効率化が図られました。今後は、「埼玉東部消防組合」において、消防装備の充実強化を図れるよう支援します。

¹³ 平成25年4月にスタートした、4市2町（加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）で構成された消防組合。

2) 消防団の充実・支援

- ・女性消防団員の入団促進を図ることで、消防団員の安定的な確保に努めます。
- ・地域に密着した消防団として、消防装備を適正配備し、地域における消防力の充実・強化を図ります。
- ・消防団員が防災活動のリーダーとして地域に密着した組織づくりの支援を行うなど、地域との連携体制の充実を推進します。

3) 広域消防体制の推進

- ・平成 25 年 4 月に「埼玉東部消防組合」に消防・救急業務が移管され、広域消防体制が確立されました。

4) 火災予防対策の充実

- ・「埼玉東部消防組合」が主体となり、各種の消防訓練指導や防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施します。

5) 救急救助活動の充実

- ・「埼玉東部消防組合」が主体となり、救急救助活動の充実や病院との連携強化を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・いざという時のために、消防団や防災組織に加入します。 ・救命講習会や防災訓練などに積極的に参加します。
行政	・火災予防対策や消防団や自主防災組織など、市民による取り組みが求められるものについて、周知及び情報提供を行います。 ・地域の消防力強化に向けて、消防設備の適正配備や人材育成を支援します。



■ 消防特別点検の様子